

避難行動要支援者名簿について

～“災害時要援護者”から“要配慮者・避難行動要支援者”へ～

【目次】

1	これまでの“災害時要援護者対策”について	・・・1
2	改正災害対策基本法の施行について	・・・3
3	要配慮者・避難行動要支援者について	・・・6
4	避難支援等関係者について	・・・8
5	同意の取得方法について	・・・9
6	関係者の皆様をお願いしたいこと	・・・10
7	参考資料	・・・11



平成27年3月23～25日

防災安全部 防災課
福祉保険部 福祉保険課

1 これまでの“災害時要援護者”対策について

○災害時要援護者の避難体制の整備

災害時要援護者を速やかに避難誘導するために、平常時より情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難体制を整備する。

○災害時要援護者の支援体制の整備

防災関係機関及び福祉関係者等の協力により避難誘導等の災害時要援護者の支援体制を確立する。

○被災災害時要援護者への支援対策の整備

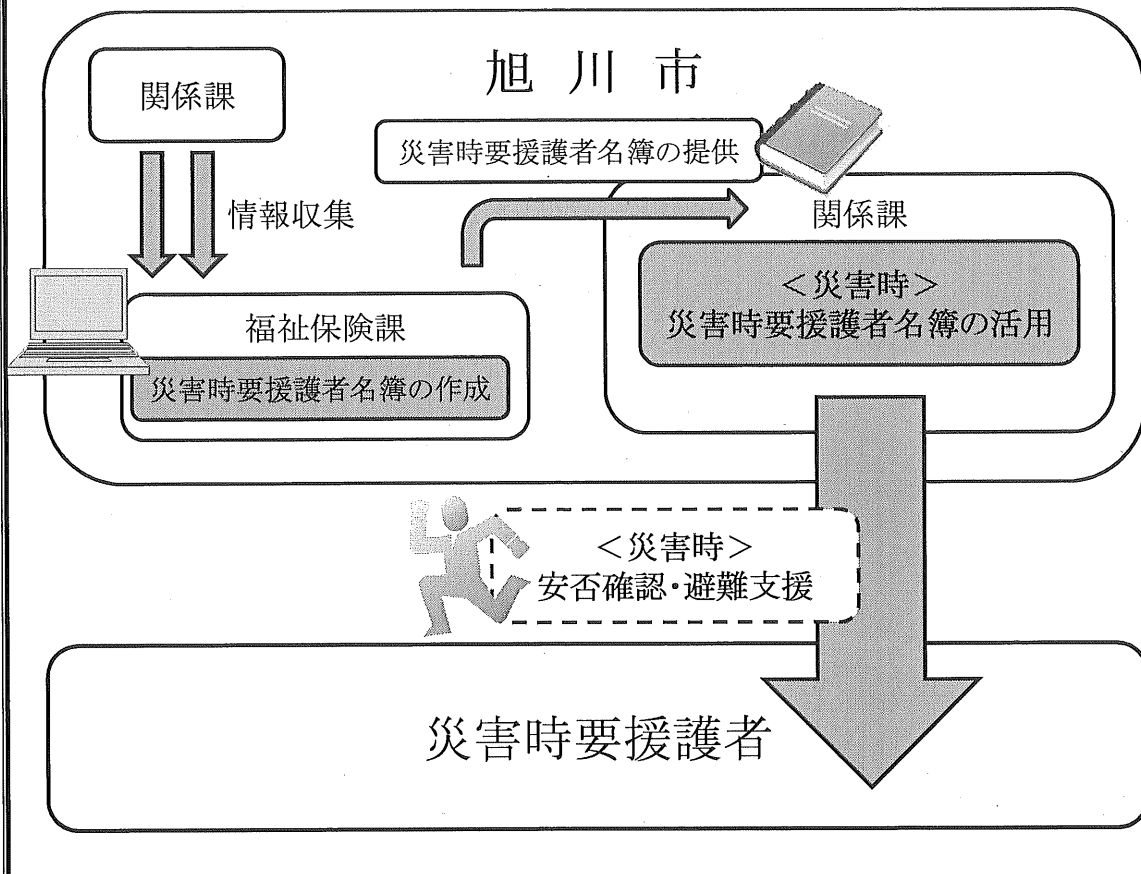
被災した災害時要援護者のために、福祉避難所の指定や保健福祉サービスが受けられるように、関係機関、団体、民生委員、ボランティア等と連携し、地域福祉を推進する。

上記の、旭川市地域防災計画に定めている取組に加え、

☆災害時要援護者名簿の作成(平成23年度～)

災害時における要援護者の安否確認や避難支援に役立てるため、市の関係課(介護高齢課・障害福祉課・防災課)が所有する。

【災害時要援護者名簿活用イメージ図】



2 改正災害対策基本法の施行について



災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(平成26年4月1日施行)

1 大規模広域災害に対する即応力の強化等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に支援を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
→避難行動要支援者名簿の作成及び同意を得て関係者にその情報を提供することが義務化された。

3 被災者保護対策の改善

4 平素からの防災への取組の強化

5 その他

【改正のポイント(避難行動要支援者名簿関係部分)】

1 【旧】災害時要援護者 → 【新】要配慮者, 避難行動要支援者

2 避難行動要支援者名簿の作成義務

3 名簿掲載必須事項の指定(氏名, 生年月日, 性別, 住所又は居所 等)

4 情報の内部利用可(避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で)

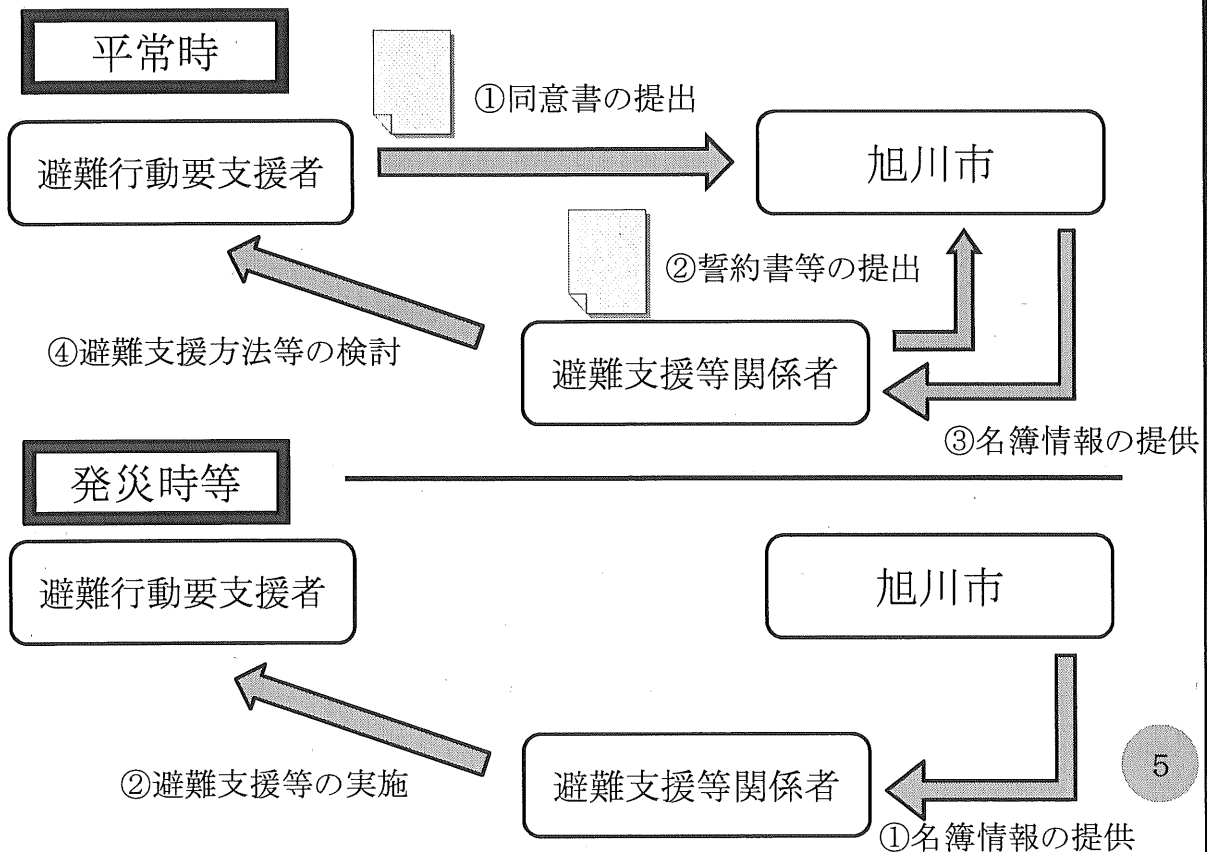
5 災害の発生に備え, 避難支援等の実施に必要な限度で, 本人から同意を得て, 避難支援等関係者に名簿情報を提供すること。

6 災害が発生し, 又は発生するおそれがある場合に, 避難支援等関係者に名簿情報を提供することができる。
(避難支援等の実施に必要な限度で, 本人同意不要)

7 名簿情報を提供する場合, 提供を受ける者に対して情報漏えい防止等の措置を講ずるよう求めること。(提供を受けた者は秘密保持義務あり)

4

【避難行動要支援者名簿活用イメージ図】



5

【要配慮者】

高齢者、障害者等の特に配慮を要する者

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

○避難行動要支援者の要件を設定し、旭川市地域防災計画に定める。

要配慮者(案)

次のいずれかに該当する者

- 1 要介護者又は要支援状態区分が要支援2に該当する要支援者
- 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 3 次のいずれかの医療受給者証等の交付を受けている者
 - (1)特定医療(指定難病)受給者証
 - (2)在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証
 - (3)ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証
 - (4)ウイルス性肝炎進行防止対策(肝炎治療特別促進事業)医療受給者証
 - (5)先天性血液凝固因子障害等医療受給者証



避難行動要支援者(案)

次のいずれかに該当する者

- 1 居宅において日常生活を営む要配慮者のうち、次のいずれかに該当する者で要配慮者以外の同居人を有さないもの
 - (1)要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかに該当する要介護者
 - (2)障害の程度が次のいずれかに該当する者
 - ア 視覚障害にあつては、1級、2級、3級又は4級
 - イ 聴覚障害にあつては、1級、2級、3級又は4級
 - ウ 内部機能障害(免疫機能障害を除く。)にあつては、1級、2級又は3級
 - エ 上肢、下肢又は体幹機能の障害にあつては、1級、2級又は3級
 - オ 知的障害にあつては、A
 - カ 精神障害にあつては、1級
 - (3)特定医療(指定難病)受給者証の交付を受けている者のうち、人工呼吸器等装着者として自己負担上限額の特例が認められている者
 - (4)在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証の交付を受けている者のうち、酸素濃縮器使用時間が12時間以上の者
- 2 1に該当しない要配慮者のうち、避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者で市長が適当と認めたもの

4 避難支援等関係者について

避難支援等関係者

消防機関や警察、民生委員等、避難行動要支援者に対して避難支援等を行う者。

<避難支援等関係者の例>

- ・消防機関
- ・警察
- ・民生委員
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織、自治会
- ・福祉事業者
- ・その他の避難支援等の実施に携わる関係者

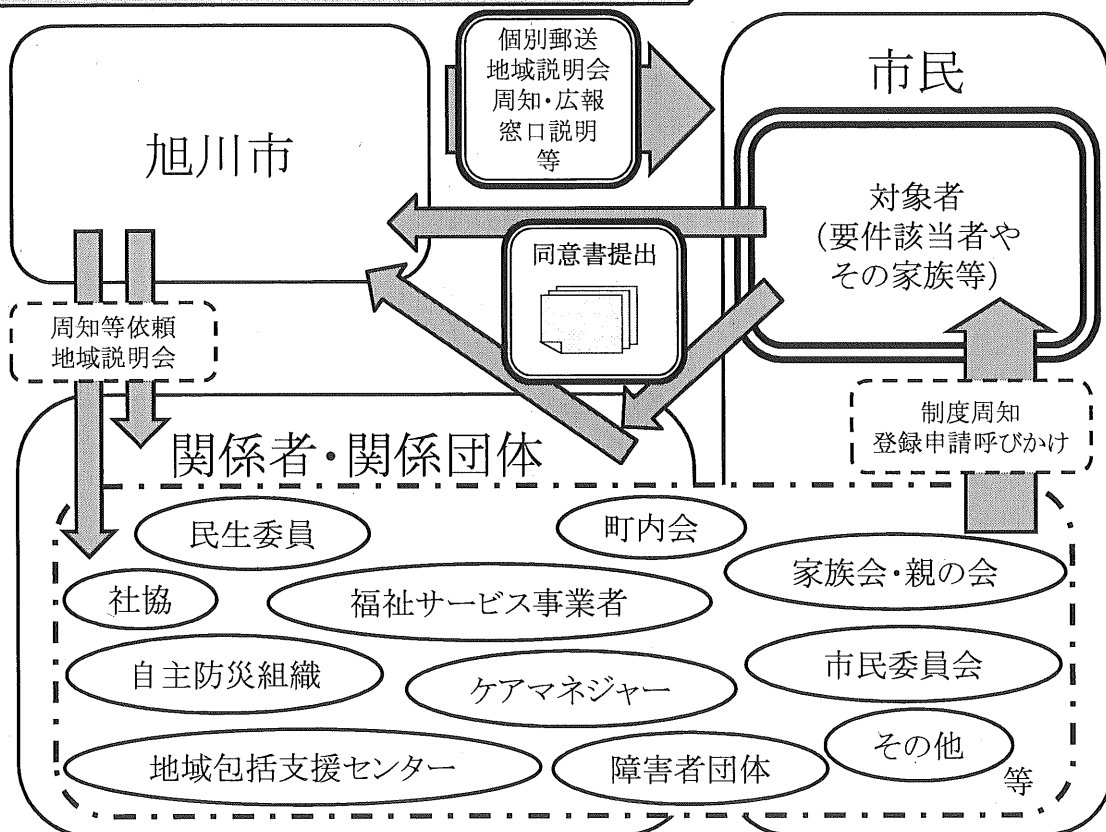
避難支援等の実施

避難行動要支援者

【避難支援等の例】

- ・防災訓練
- ・災害情報の伝達
- ・避難行動支援
- ・安否確認

5 同意の取得方法(案)について



6 関係者の皆様にお願ひしたいこと

1 避難行動要支援者名簿整備等に係る取組の周知について御協力を願ひしたい。

⇒職員の研修会や利用者等への通信紙等で当該取組について触れる等、幅広く周知に御協力を願ひします。

2 対象者に対する名簿情報の外部提供の同意勧奨・同意書の代理提出等について、御協力を願ひしたい。

⇒市では対象者への書類郵送や地域説明会等により、同意書提出について様々な形で説明してまいります。貴団体におかれましても対象だと思われる方(注)について、取組の主旨等を御説明いただき、同意勧奨・同意書の代理提出等について御協力を願ひします。

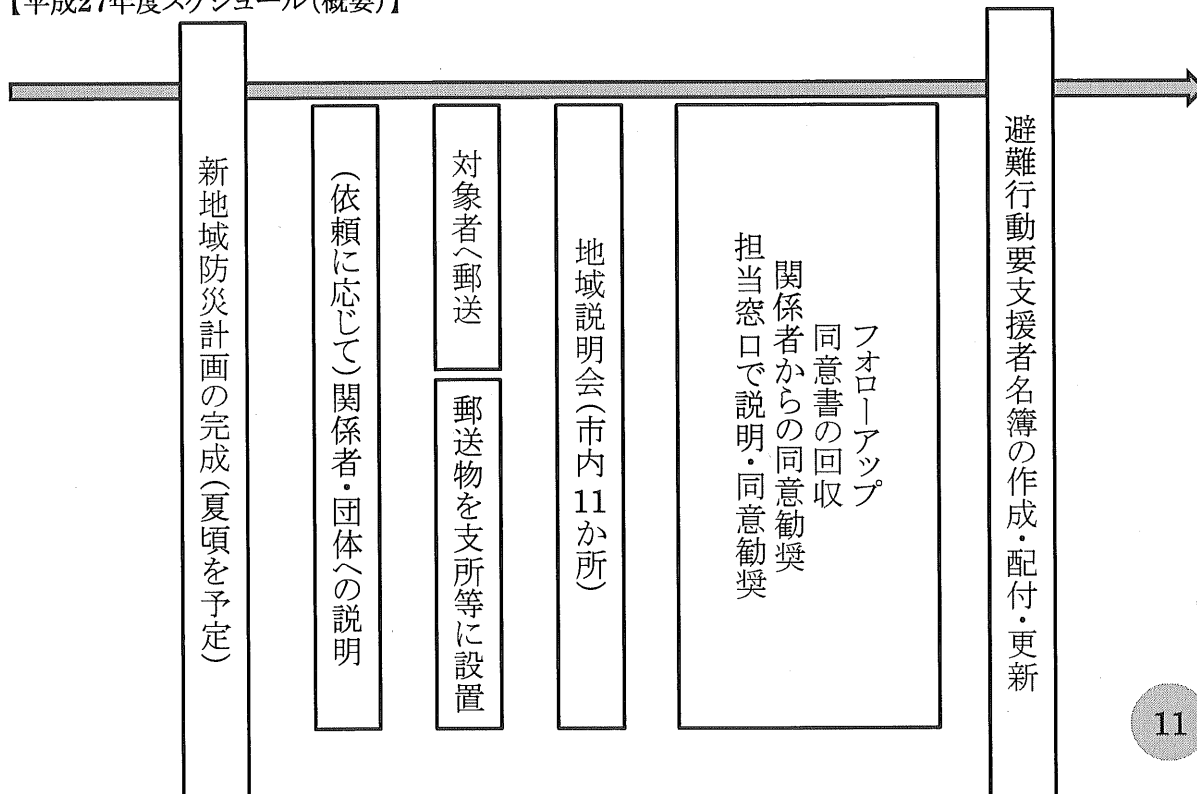
(注)市では、どの方が対象者かをお示しすることができず、また、名簿の情報は市で把握している内容でしかないため、真に避難支援を要する者を名簿に掲載し、名簿情報の精度を上げるには皆様方の協力が欠かせません。

各地域において「地域説明会」を開催いたします。詳細については、地域説明会において御説明いたしますので、御参加ください。
(開催スケジュールは広報誌「あさひばし」にて御案内する予定です。)

10

7 参考資料

【平成27年度スケジュール(概要)】



11

お問合せ先

本市の防災対策に関することや避難支援等関係者、避難行動要支援者名簿情報の外部提供等については・・・

旭川市防災安全部防災課
旭川市東光27条8丁目
電話番号:33-9969

避難行動要支援者名簿掲載情報の外部提供に係る同意取得、避難行動要支援者名簿掲載情報の集約等については・・・

旭川市福祉保険部福祉保険課
旭川市7条通10丁目
電話番号:25-6312

